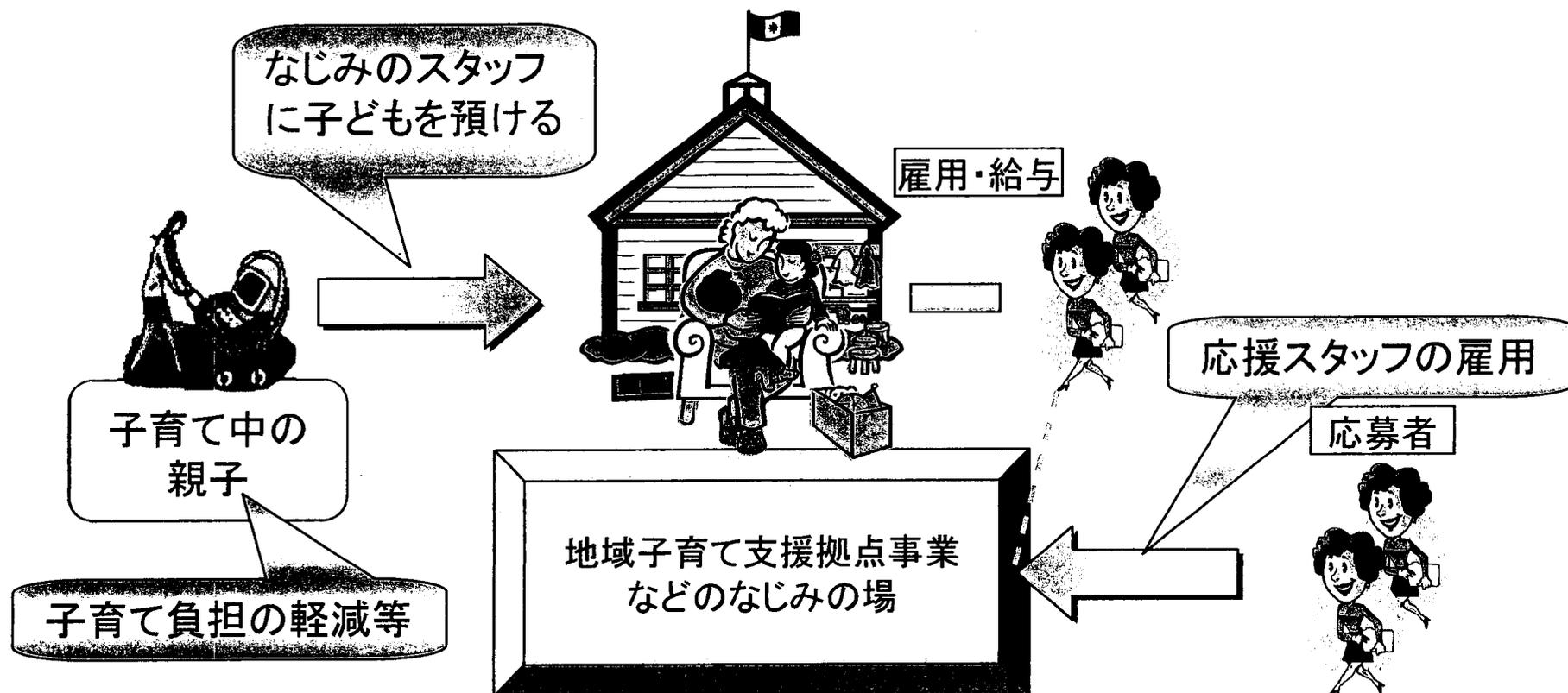


(関連分野)	介護・子育て・医療
(事業の名称)	なじみの場所での預かり事業
(関係省庁名)	厚生労働省
<b>事業の概要</b>	親子が日常的に通っている地域子育て支援拠点事業などのなじみの場において、なじみのスタッフに子どもを預けることができるよう、応援スタッフを雇用し、必要な場合に子どもを預かるもの。
(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)	特になし
(期待される効果)	<p>定性的効果：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一時預かり事業の量の拡充が十分でない中、身近ななじみの場所で、なじみのスタッフに子どもを預けることができる場を設けることにより、子育ての負担軽減等を図る。</li> </ul>
(先行事例)	多数あり
(期間後の取扱い)	
(関係省庁担当者連絡先)	厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課 課長補佐 河村のり子 / 係長 小豆澤卓 電話番号：03-3595-2493 / ファックス：03-3595-2313 E-mail：kawamura-noriko@mhlw.go.jp / azukizawa-taku@mhlw.go.jp

# なじみの場所での預かり事業

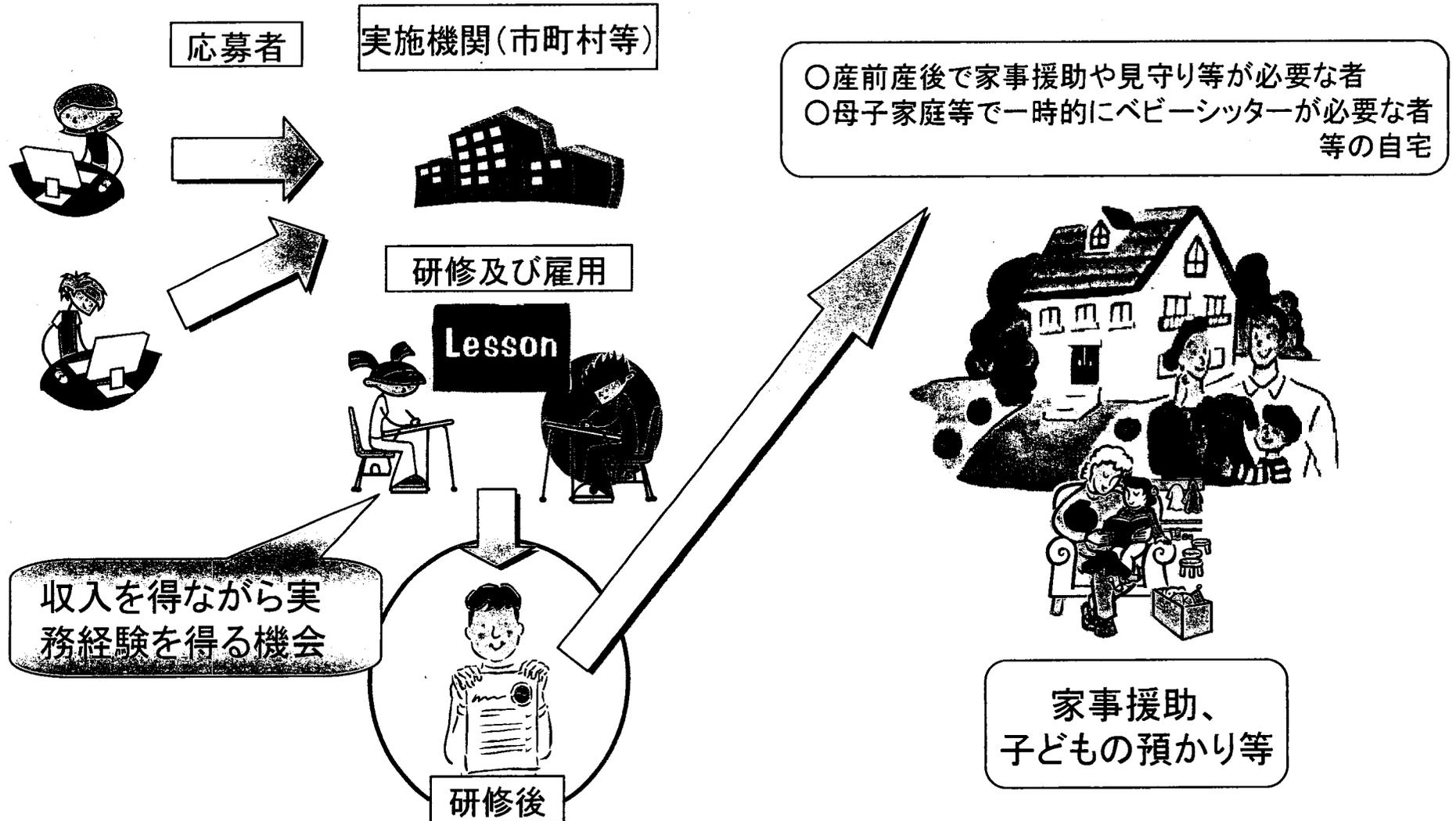
○ 親子が日常的に通っている地域子育て支援拠点事業などのなじみの場において、なじみのスタッフに子どもを預けることができるよう、応援スタッフを雇用し、必要な場合に子どもを預かるもの。



(関連分野)
介護・子育て・医療
(事業の名称)
出産・子育て応援ヘルパー事業
(関係省庁名)
厚生労働省
<b>事業の概要</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施機関（市町村又は社会福祉協議会等のNPOや社会福祉法人）において、離職者等の応募者を、研修（労働者の必要に応じて自治体の判断により研修の可否を判断）及び雇用。</li> <li>・ それらの者が、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産前産後で家事援助や見守り等が必要な者</li> <li>・ 母子家庭等で一時的にベビーシッターが必要な者</li> </ul> </li> </ul> <p>等の自宅を訪問し、家事援助、子どもの預かり等を実施。</p>
(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)
特になし。
(期待される効果)
<p>定性的効果：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的支援が少ない出産期（産前産後）の支援を拡充する。</li> <li>・ 離職者等にとって、収入を得ながら実務経験を得る機会を得られる。</li> </ul>
(先行事例)
<p>杉並区「産前・産後支援ヘルパー事業」</p> <p>北区「産前産後支援・育児支援ヘルパー事業」</p>
(期間後の取扱い)
(関係省庁担当者連絡先)
<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課 課長補佐 河村のり子 / 係長 小豆澤卓</p> <p>電話番号：03-3595-2493 / ファックス：03-3595-2313</p> <p>E-mail：kawamura-noriko@mhlw.go.jp / azukizawa-taku@mhlw.go.jp</p>

# 出産・子育て応援ヘルパー事業

- 実施機関(市町村又は社会福祉協議会等のNPOや社会福祉法人)において、離職者等の応募者を、研修(労働者の必要に応じて自治体の判断により研修の要否を判断)及び雇用。
- 研修を受けた者が、産前産後で家事援助や見守り等が必要な者、母子家庭等で一時的にベビーシッターが必要な者等の自宅を訪問し、家事援助、子供の預かり等を実施。



(関連分野)
介護・子育て・医療
(事業の名称)
多様な子育て支援人材の養成研修事業
(関係省庁名)
厚生労働省
<b>事業の概要</b>
(事業内容)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの預かり等多様な子育て支援を促進するため、市町村において、そうした多様な子育て支援を担う人材の養成に関する研修を実施するためのコーディネーターを設ける。</li> <li>・ 当該コーディネーターは、子育て支援施設、専門職養成校等と連携し、講師の派遣や研修場所の提供等を要請するなど研修事業のコーディネートを行う。</li> <li>・ 地元のハローワーク、子育て支援施設、専門職養成校と連携体制を組み、離職者、雇止めされた派遣労働者等未経験者への研修を雇用下で行う。</li> </ul>
(設備・人員等の基準)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村の自由設計</li> </ul>
(利用者の規模)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村の自由設計</li> </ul>
(利用料)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村の自由設計</li> </ul>
(委託費水準)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村の自由設計</li> </ul>
(関係者の役割)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村：実施主体（運営委託先の選定・監督）、連携体制の構築など</li> <li>・ 都道府県：都道府県基金からの市町村への助成、市町村への全般的な相談・助言、連携体制の構築など</li> <li>・ 国：事業運営全般に関する相談・助言など</li> </ul>
(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)
特になし
(期待される効果)
<p>定性的効果：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域における子育て支援人材の充実：地域における子育て支援人材が充実し、地域の子育て支援体制も充実する。</li> <li>② 離職者等の現場訓練（OJT）：事業での就業を通じ、子育て分野のキャリアアッ</li> </ul>

プを支援する場とする。

- ③ 地域に密着した運営：市町村が設置し、地元のNPO法人、民間企業団体等に運営委託。

**(先行事例)**

東京都多摩市「子育て支援人材育成研修」等

**(期間後の取扱い)**

**(関係省庁担当者連絡先)**

厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課 課長補佐 山口正行 / 係長 進士順和  
電話番号：03-3595-3274 / ファックス：03-3502-6763

E-mail：yamaguchi-masayuki@mhlw.go.jp / shinji-yoshikazu@mhlw.go.jp

# 多様な子育て支援人材の養成研修事業

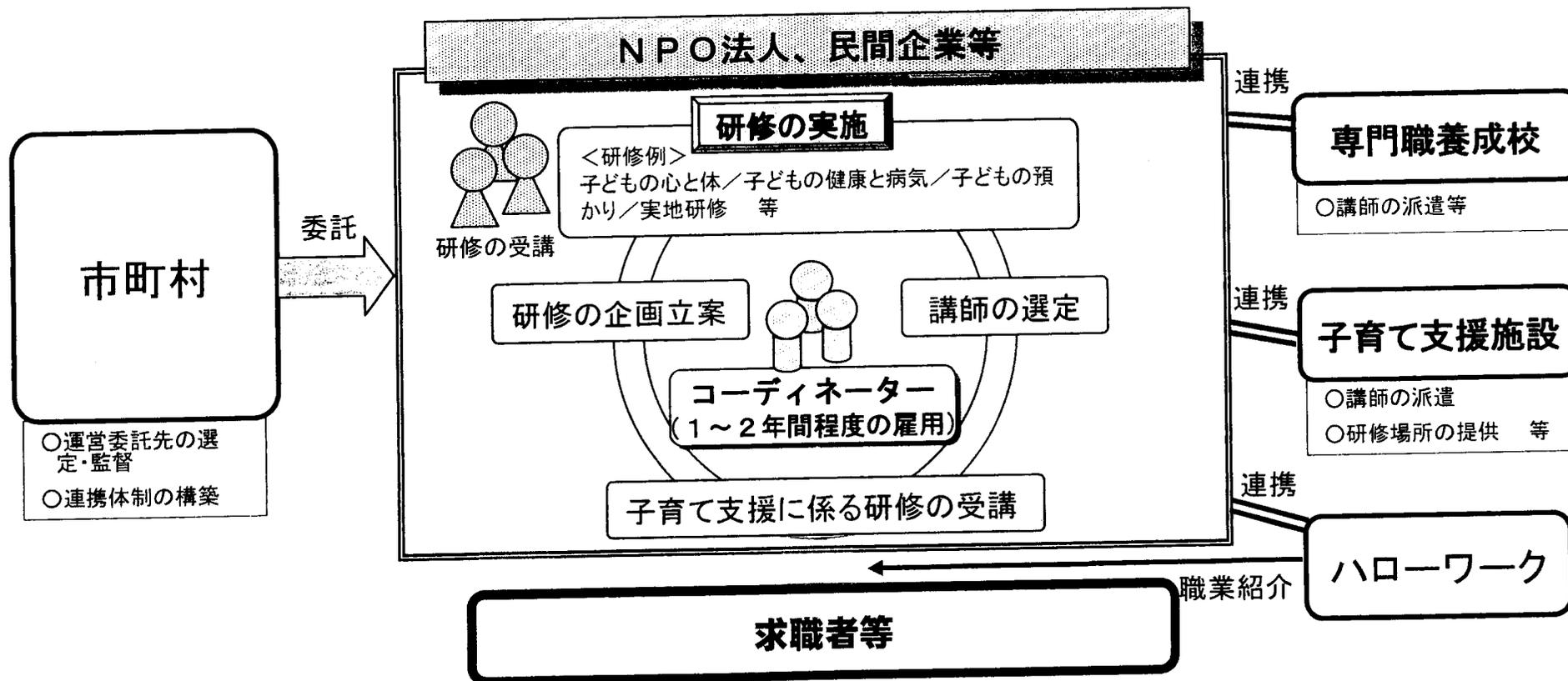
子どもの預かり等多様な子育て支援を促進するため、市町村において、そうした多様な子育て支援を担う人材の養成に関する研修を実施する。

## ○当該事業の実施による効果

- ① 地域における子育て支援人材の充実 / ② 離職者等の現場訓練(OJT) / ③ 地域に密着した運営

子育て支援の現場で活躍

子育て支援分野のキャリアアップ



**(関連分野)**

介護・子育て・医療

**(事業の名称)**

経済的に困難な状況にある女性等の再就職支援事業

**(関係省庁名)**

厚生労働省

**事業の概要****(事業内容)**

- ・ 経済的に困難な状況にある女性や育児等を理由として退職し再就職を希望する女性を支援するために、
  - ① 求人の探し方、面接のノウハウ等再就職活動に向けた実践的な内容の講座の開催
  - ② インターンシップの実施
  - ③ カウンセラー等による個別の就業相談
 等を実施することにより、働くことへの不安感を取り除くとともに再就職に向けて必要な情報を提供するなど、再就職支援事業を行う。
- ・ インターンシップの場の提供やカウンセラーの確保等を行うなど、ハローワーク（又はマザーズハローワーク）や、経済団体等関係団体との連携を図り、離職者等をスタッフとして雇用する。

**(設備・人員等の基準)**

- ・ 市町村の自由設計

**(利用者の規模)**

- ・ 市町村の自由設計

**(利用料)**

- ・ 市町村の自由設計

**(委託費水準)**

- ・ 市町村の自由設計

**(関係者の役割)**

- ・ 市町村：実施主体（運営委託先の選定・監督）、連携体制の構築など
- ・ 都道府県：都道府県基金からの市町村への助成、市町村への全般的な相談・助言、連携体制の構築など
- ・ 国：事業運営全般に関する相談・助言

**(事業展開に必要な事項・規制緩和など)**

特になし

**(期待される効果)**

定性的効果：

- ① 地域の女性の再就職に対するきめ細やかな対応：経済的に困難な状況にあり再就職を希望する女性等に対するきめ細やかな対応が可能になる。
- ② 地域の女性の再就職促進：セミナーの受講後など、様々な分野への再就職を促進する場とする。
- ③ 地域に密着した運営：市町村が設置し、地域の女性センター、NPO法人等に運営委託。

**(先行事例)**

とやま女性のチャレンジ総合支援事業（富山県）等

**(期間後の取扱い)**

**(関係省庁担当者連絡先)**

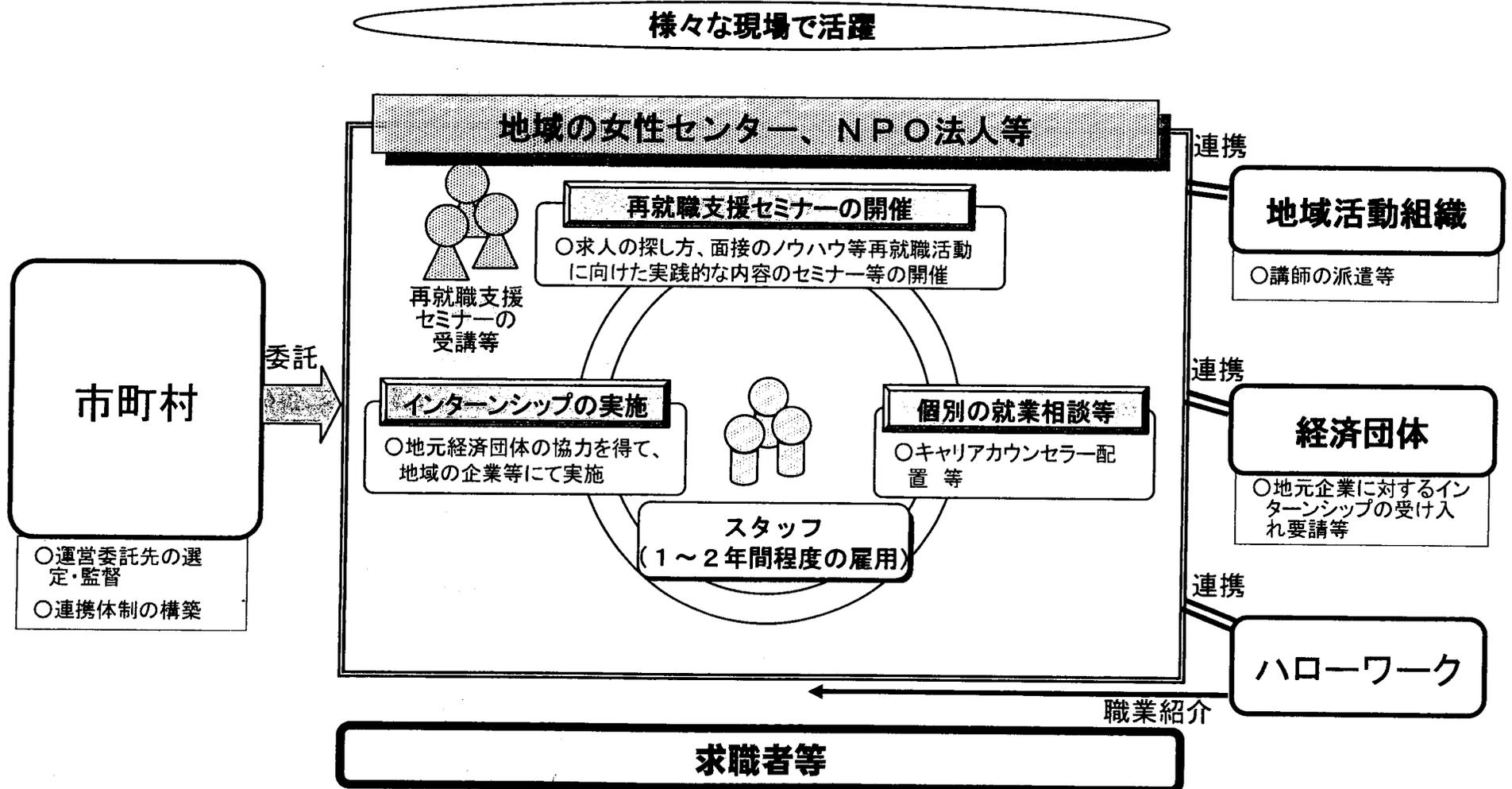
厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課 課長補佐 山口正行 / 係長 進士順和  
電話番号：03-3595-3274 / ファックス：03-3502-6763  
E-mail：yamaguchi-masayuki@mhlw.go.jp / shinji-yoshikazu@mhlw.go.jp

# 経済的に困難な状況にある女性等の再就職支援事業

経済的に困難な状況にある女性や育児等を理由として退職した女性など再就職を希望する女性を支援するために、再就職支援セミナーの開催などの再就職支援事業を行う。

## ○当該事業の実施による効果

- ① 地域の女性の再就職に対するきめ細やかな対応 / ② 地域の女性の再就職促進 / ③ 地域に密着した運営



<p>(関連分野) 介護・子育て・医療</p>
<p>(事業の名称) 児童虐待防止協力員（応援員）確保事業</p>
<p>(関係省庁名) 厚生労働省</p>
<p><b>事業の概要</b> (事業内容) 児童虐待防止対策に関連する事業における様々な場面において、円滑な事業実施に資するため、地域の実情に応じて臨時に協力員（応援員）の確保又は事業の委託等を行う事業。</p> <p>[都道府県レベルで実施する事業例]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童相談所において、相談件数の増加に対応するための相談員を確保する事業</li> <li>○ 一時保護所において、保護件数の増加に対応するための指導員の確保や、虐待を受けた児童と非行児童子どもの抱える問題に応じた個別対応等を行うための協力員の配置を行う事業</li> </ul> <p>[市町村レベルで実施する事業例]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村において、児童家庭相談件数の増加に対応するための相談員を確保する事業</li> <li>○ 要保護児童対策地域協議会、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の新規立上げ時や強化促進を図る必要がある、人材確保が必要な時期に、専門性向上のための研修等を行うスーパーバイザーの配置や事務補助員の配置を行う事業（委託での実施も可能。都道府県に配置し、広域で事業を行うことも可能。）</li> </ul> <p>[民間企業等で実施する事業例]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方自治体がNPO法人、社会福祉法人等に対して、児童虐待防止対策に関する周知・啓発や電話相談等を委託する事業（委託先において、必要な研修の実施も期待される。）</li> </ul>
<p>(事業展開に必要となる事項・規制緩和など) 特になし</p>
<p>(期待される効果) 定性的効果： ① 地域の実情等に応じた柔軟な支援体制が確保される。 ② 児童虐待防止対策事業に資する人材の養成（実務経験）の場となる。 ③ 民間団体等への事業の委託により、地域における児童虐待防止への理解・啓発につながる。</p>
<p>(先行事例) 各自治体において、一時保護所に協力員の配置等を行っている。 地域によっては、児童虐待防止対策の周知・啓発や電話相談等を行っている団体がある。</p>

(期間後の取扱い)

(関係省庁担当者連絡先)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課 課長補佐 千正康裕 / 係長 西浦啓子

電話番号 : 03-3595-2166 / ファックス : 03-3595-2668

E-mail : senshou-yasuhiro@mhlw.go.jp / nishiura-keiko@mhlw.go.jp

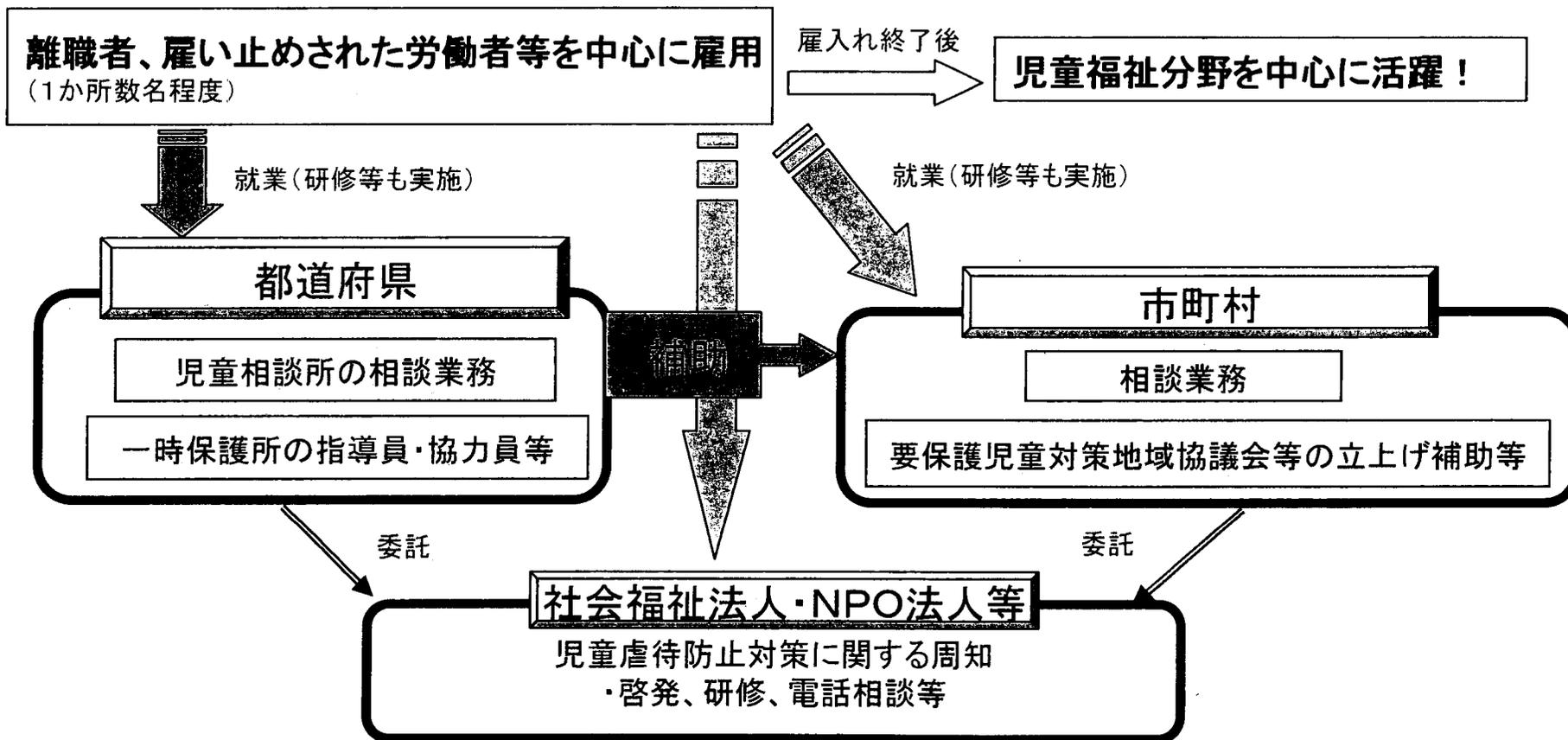
# 児童虐待防止協力員（応援員）確保事業

## 【趣旨】

児童虐待防止対策に関係する様々な場面において、円滑な事業実施に資するための人材として、離職者、雇止めされた労働者、中高年齢者等を中心に雇用することにより、児童虐待防止対策の推進を図りつつ、地域における雇用に創出する。

## 【メリット】

1. **離職者等の迅速な雇用** 緊急経済対策の財源を活用。既存業務への就業により迅速な雇用確保を実現。
2. **スキル向上** 福祉の現場や施設等における研修、実務経験による福祉分野のスキルの習得・向上。
3. **地域に貢献** 児童虐待件数の増加等による相談窓口等の人員不足に対応し、地域の福祉に貢献。



(関連分野) 介護・子育て・医療
(事業の名称) 児童養護施設等の支援向上事業
(関係省庁名) 厚生労働省
<b>事業の概要</b> (事業内容) ○ 児童養護施設等の入所施設における様々な場面において、補助職員を雇用し、学習やスポーツなどのケアの補助業務、調理補助業務、運転業務など施設の運営に関わる業務を行い、施設の運営体制の充実を図る。 (設備・人員等の基準) 都道府県の自由設計 (利用者の規模) 都道府県の自由設計 (利用料) 都道府県の自由設計 (委託費水準) 都道府県の自由設計
(事業展開に必要となる事項・規制緩和など) 特になし
(期待される効果) 定性的効果： ・都道府県や施設にとって、人材確保により児童へのケアの向上に繋がる
(先行事例) 特になし
(期間後の取扱い)
(関係省庁担当者連絡先) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課 課長補佐 都甲太 / 係長 河尻恵 電話番号：03-3595-2504 / ファックス：03-3595-2663 E-mail：togou-futoshi@mhlw.go.jp / kawajiri-kei@mhlw.go.jp

# 児童養護施設等の支援向上事業

## 【趣旨】

児童養護施設等の入所施設における様々な場面において、円滑な事業実施に資するための人材として、離職者、雇い止めされた労働者等を中心に雇用することにより、これらの施設の運営体制の充実を図りつつ、地域における雇用を創出する。

## 【メリット】

1. 離職者等の迅速な雇用 緊急経済対策の財源を活用。既存業務への就業により迅速な雇用確保を実現。
2. スキル向上 児童養護施設等における研修、実務経験による児童福祉分野のスキルの習得・向上。
3. 地域に貢献 児童養護施設等の支援体制の向上により、地域の福祉に貢献。

実施主体：都道府県

離職者、雇い止めされた労働者等を中心に雇用  
(1か所1名～数名)

児童指導員としての任用が可能になり、  
人材確保に繋がる

一定の実務経験を積み  
(3年以上児童福祉事業に従事)

児童養護施設・乳児院・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設

## 【業務の例】

- 子どもへのケアの補助業務  
・学習指導補助、スポーツ指導補助、レクリエーション指導補助、通院時付添など
- その他施設の運営に関わる業務  
・調理補助、自動車運転、環境整備、事務補助など

(関連分野) 介護・子育て・医療
(事業の名称) 地域における母子家庭の母等の就業支援強化事業
(関係省庁名) 厚生労働省
<b>事業の概要</b> (事業内容) 母子家庭等の就業・自立を促進するため、都道府県や市等において、母子家庭の母等の働きやすい環境の整備や職場開拓等に資する事業として以下のような取組を行う事業。 ・企業を訪問する訪問員を雇用し、在宅ワーク等の母子家庭の母に適した業務を開拓する。 ・職業訓練や求職活動中の母子家庭の母等の子を預かる託児サービス提供する。 ・各種支援施策や企業ニーズについて関係者間での情報共有を図り、効果的な自立支援を行うため、福祉、労働、企業関係者による協議会を設置・開催する。 ・自宅に引きこもる等地域との繋がりが絶たれている母子家庭等を訪問し、個別相談を行うとともに、地域交流会の開催、就業に向けた教育訓練の斡旋等により、段階を経て自立に向けた支援を行う。
(事業展開に必要となる事項・規制緩和など) 特になし
(期待される効果) 定性的効果： 地域のニーズを踏まえつつ、母子家庭の母等の働きやすい環境の整備等を進めるとともに、職場開拓等を行うことにより就業・自立を促進する。
(先行事例) 特になし
(期間後の取扱い)
(関係省庁担当者連絡先) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課 課長補佐 堀内宏秋 / 係長 花山亮 電話番号：03-3595-2504 / ファックス：03-3595-2663 E-mail：horiuchi-hiroaki@mhlw.go.jp / hanayama-ryou@mhlw.go.jp

# 地域における母子家庭の母等の就業支援強化事業

業務開拓や職業訓練中の託児サービスの提供等により母子家庭等の働きやすい環境の整備や職場開拓等に資する事業を行うことにより、地域における雇用を創出するとともに、母子家庭等の就業・自立を促進する。

- ＜事業の例＞
- ・企業訪問による在宅ワーク等の母子家庭の母に適した業務開拓
  - ・職業訓練や求職活動中の母子家庭等の子どもを預かる託児サービスの提供
  - ・福祉・労働・企業関係者による協議会の設置
  - ・孤立している母子家庭に対する訪問相談、地域交流会の開催実施、就業に向けた職業訓練等の斡旋等の段階的な支援の実施

- ＜効果＞
- ・地域における業務の掘り起こし
  - ・就業に向けた活動の環境を整えることによるスキルアップの促進
  - ・企業のニーズの反映、関係機関の連携による効果的・実践的な就業支援の実施
  - ・地域からの孤立の防止
  - ・地域における雇用の創出

-167-

